

税額【支給要件】の確認方法について 1

市民税・県民税課税所得証明書の場合

この市民税額及び県民税額の所得割額の合算金額で就学支援金の申請について判断します。
【均等割額は含みません。】

市民税額		県民税額	
所得割額	均等割額	所得割額	均等割額
¥304,199		¥202,800	

平成 31 年度 (平成30 年分)

住所 ○○市○○町字○○▲番地▲
氏名 愛知 太郎

生年月日 昭和○○年□□月▲▲日

※ この証明書は、福祉・教育関係の目的で発行したものです。

合計所得金額	課税標準額		市民税額		県民税額		年税額
	総所得分	総所得以外	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額	
¥○○○○	¥○○○	¥◆◆◆	¥●●●	¥□	¥●●	¥▽▽	¥◎◎◎

所得の内訳			
		○○○○	

所得控除の内訳			
本人該当	障がい者 寡婦 勤労学生	該当 (非該当) 特別寡婦 等 該当 (非該当)	雑損 医療費 社会保険料
	*****	*****	小規模企業共済等掛金
扶養の内訳	控除対象配偶者	有 (無)	生命保険料
	特 定 一 般	△人	地震保険料
	老 人	△人	配偶者特別控除
	同居老親 合 計	△人	配偶者控除額 基礎控除
	障がい者 同居特別 特別合計 一 般	△人 △人 △人	所得控除計
			¥330,000

備考

上記のとおり相違ないことを証明する。
平成30年6月○日
○○市長 ○○○○ 印

必ず 0円か金額の数字が記載されていること。
****などの表示でないこと。

サンプル：
市町村によって様式は異なります。

○ 配偶者が「控除対象配偶者」である場合

控除対象配偶者の欄か配偶者控除額の欄を探します。
「有」か330,000円の表示があるか確認します。

配偶者を扶養している人、おひとりの所得割額が
501,999円以下か確認します。

配偶者を扶養している人の課税証明書の中に、市町村ごとに様式は異なりますが、「控除対象配偶者」有 (あり) の表示か、配偶者控除額330,000円の表示があります。この場合は、その配偶者を扶養している人の所得割額を確認してください。この額が501,999円以下であれば、基本的には、この課税証明書1通で申請できます。* 「配偶者特別控除」は関係ありませんので注意してください。
※：この額が502,000円以上場合、確認のため被扶養者の方の証明書を提出していただきます。

502,000円以上であれば

○ 配偶者が「控除対象配偶者」でない場合

お二人の証明書を用意し所得割額を合算します。

父母の所得割額を合計した額が
506,999円以下か確認します。

親権者 (父母) 両者の「市民税・県民税 (所得) 課税証明書」が必要です。お二人の合計額が506,999円以下の場合、就学支援金の認定が受けられます。それぞれ1部 (計2部) を添えて申請してください。

税額【支給要件】の確認について 3

市民税・県民税税額決定納税通知書



平成 31 年度 市民税・県民税課税明細書

年 税 額	123,456	所得金額等 (円)	4,567,890	控除等内訳	扶養親族該当区分	本人該当区分
給与分特別徴収税額 B	0	営業等所得		控 配	特 定	特 障
・	0			★	・	・
・					・	・
差引納付額 A-B-C-D	123,456				・	・
還 付 金					・	・
		合計所得金額	4,567,890	合計		

平成 31 年度 市民税・県民税課税明細書

区 分	課税標準額 (千円)	市民税 (円)	県民税 (円)
総 所 得 金 額	1,234	78,910	56,780
・			
調 整 控 除 額		1,500	1,000
配 当 控 除 額			
住 宅 借 入 金 等 税 額 控 除 額			
寄 附 金 税 額 控 除 額			
そ の 他 税 額 控 除 額			
配 当 割 額 控 除 額			
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額			
差 引 所 得 割 額 ①		77,400	55,700
均 等 割 額 ②		3,000	1,500
税 額 ③ (①+②)			137,600

「所得割合計」と記載されている市町村もあります。

サンプル：市町村によって様式は異なります。

○ 配偶者が「控除対象配偶者」である場合

控除等内訳の枠の中の控除対象配偶者(控配)欄にチェックがあることと、所得控除額の配偶者控除額が330,000円となっているか確認します。

配偶者を扶養している者の所得割額の合算が**501,999円**以下か確認します。

この額が501,999円以下であれば、基本的にこの通知書1通で申請できます。
※「配偶者特別控除」は関係ありませんので注意してください。

※：この額が502,000円以上の場合、確認のため被扶養者の方の証明書を提出していただきます。

502,000円以上であれば

部分拡大

○ 配偶者が「控除対象配偶者」でない場合

お二人の証明書を用意し所得割額を合算します。

父母の所得割額を合計した額が**506,999円**以下か確認します。

親権者(父母)両者の「決定通知書」又は「市民税・県民税所得課税証明書」等が必要です。
お二人の合計額が506,999円以下の場合、就学支援金の認定が受けられます。
それぞれ1部(計2部)を添えて申請してください。

この市民税額及び県民税額の所得割額の合算金額で就学支援金の申請について判断します。
【均等割額は含みません。】

「所得割合計」と記載されている市町村もあります。

区 分	課税標準額 (千円)	市民税 (円)	県民税 (円)
総 所 得 金 額	1,234	78,910	56,780
・			
調 整 控 除 額		1,500	1,000
配 当 控 除 額			
住 宅 借 入 金 等 税 額 控 除 額			
寄 附 金 税 額 控 除 額			
そ の 他 税 額 控 除 額			
配 当 割 額 控 除 額			
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額			
差 引 所 得 割 額 ①		77,400	55,700
均 等 割 額 ②		3,000	1,500
年 税 額 ③ (①+②)			137,600